

別紙

子どものための教育・保育給付費県費負担金交付要綱

(通則)

第1条 子どものための教育・保育給付費県費負担金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この負担金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第67条第1項および法附則第9条第4項の規定に基づき、市町が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この負担金は、市町が行う次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費用を交付の対象とする。

(1) 施設型給付費等

ア 法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費（都道府県または市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

イ 法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費（都道府県または市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）

(2) 地域型保育給付費等

ア 法第29条第1項の規定に基づく地域型保育給付費

イ 法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費

(3) 法附則第6条第1項の規定に基づく委託費

(交付額の算定方法)

第4条 この負担金の交付額は、満3歳以上の小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下、「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く）に係るものについては、次の（1）から（3）の区分ごとに算出された額の合計額の四分の一、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む）に係るものについては、次の（1）から（3）の区分ごとに算出された額から拠出金充当額を

控除した額の合計額の四分の一、地方単独費用分については、(4)により算出された額の二分の一とする。

(1) 施設型給付費等

ア 施設型給付費

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係るもの

法附則第9条第1項第1号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イに掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 法第19条第1項第2号および第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2・3号認定子ども」という。）に係るもの

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例施設型給付費

(ア) 特定教育・保育

① 1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第2号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

② 2・3号認定子どもに係るもの

法第28条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用保育

法附則第9条第1項第2号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特別利用教育

法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(2) 地域型保育給付費等

ア 地域型保育給付費

法第29条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用

の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例地域型保育給付費

(ア) 特定地域型保育

法第30条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ) 特別利用地域型保育

法附則第9条第1項第3号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ) 特定利用地域型保育

法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(エ) 特例保育

① 1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第3号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

② 2・3号認定子どもに係るもの

法第30条第2項第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(3) 委託費

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(4) 地方単独費用分

法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ(2)およびロ(2)ならびに第3号イ(2)およびロ(2)に掲げる市町村が定める額（ただし、当該各号に掲げる差額を限度とする。）

(交付の条件)

第5条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、または効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械および器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により、知事が別に定める期間を超過するまで、知事の承認を受けずに、この負担金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に返納させることがある。

(5) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) この負担金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(申請手続)

第6条 市町長は、様式第1-2号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この負担金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町長は、様式第3-2号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 知事は、交付申請書または変更交付申請書が到達した日から起算して原則として4か月以内に交付の決定または決定の変更を行うものとする。なお、当該年度内に第7条に規定する変更交付申請が行われなかった場合は、当該交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなし、変更交付申請あった場合は、当該変更交付決定をもって当該会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(負担金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 市町長は、翌会計年度の6月末日(5の(1)により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに、様式

第7-2号による報告書を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 知事は、第10条により実績報告の提出があったときは、市町長に対し、確定の通知を行うものとする。

(負担金の返還および追加交付)

第12条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命じ、負担金に不足があるときは、追加交付を行うこととする。この場合において、返還または追加交付は、交付額に超過額または不足額があると認めた日の属する会計年度の予算において対応するものとする。

(事業実績報告の訂正)

第13条 知事が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合、市町長は、速やかに様式第10-2号による報告書を知事に提出するものとする。

(その他)

第14条 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

付 則

この交付要綱は、平成27年10月5日から施行し、平成27年度の負担金から適用する。

付 則

この交付要綱は、平成30年6月14日から施行し、平成30年度の負担金から適用することとし、平成29年度以前の負担金については、なお従前の例による。